

発議第 7 号

議案第 57 号 新市建設計画の変更に対する附帯決議


上記の議案を別紙のとおり志摩市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

令和元年12月20日 提出

志摩市議会議長 濱口 三代和 様

提出者

志摩市議会議員

坂口 洋 


賛成者

志摩市議会議員

賛成者

志摩市議会議員

谷口 寛 

西崎 甚吾 

令和元年12月20日 可決

議案第57号 新市建設計画の変更に対する附帯決議案

本案は東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を起すことができる期間が「合併年度及びこれに続く20年度」とされたことから引き続き、合併特例債を活用するため、新市建設計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであった。しかし、変更としているが、その内容は、令和2年度以降は平成26年度に策定した志摩市財政計画の数値をそのまま用いている。その数値は今後の見通しと大きくかけ離れたものとなっている。明らかに不正確な数値の計画を形式的に議決せよ、と議会に求める執行部の姿勢は極めて議会軽視と言わざるを得ない。このような形式的議決は議会の議決の重みを低下せしめ、地方自治の二元代表制をゆがめるものである。今回、議決証明を県へ提出する期限との関係で不本意であるが、合併特例債の起債可能期間をさらに5年間延長するために議決した。よって、次の議会では、再度、正確な財政計画数値の新市建設計画の変更を旧市町村の合併特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議案として提出することを求める。

以上決議する。

令和元年12月20日

志 摩 市 議 会